

議案第 8 4 号

世田谷区児童相談所設置条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 7 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区児童相談所を設置するため、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区児童相談所設置条例

(設置)

第1条 児童（18歳に満たない者をいう。）が独立した権利の主体であることを尊重し、その最善の利益が優先して考慮されることを保障する見地から、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項及び第59条の4第1項の規定に基づき、児童相談所を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
世田谷区児童相談所	東京都世田谷区松原六丁目41番7号	区の区域

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。